

## 4月8日（水）以降の臨時休業等の措置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令を受け、学校保健安全法第 20 条に基づき、府立学校における臨時休業等の措置について下記のとおり通知がありました。

### 【4月8日以降の対応について】

- 1 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までの間を臨時休業とする。
- 2 令和2年4月8日（水）以降の入学式・健康診断等は延期する。
- 3 登校日は、当面の間実施しない。

ただし、大阪府の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断する。

本校においても、この通知を持ちまして当面の間、生徒の登校日の設定はいたしません。

### 【新1年生の物品販売について】

\* 4月9日（木）に予定していました実習服及び体操服の販売は延期いたします。  
日程が決まり次第、ホームページでお知らせいたします。

### 【今後の予定について】

\* 休業中の学習課題等については、今後郵送でお送りする予定です。  
\* 5月7日（木）以降の学校再開の予定は改めてホームページでお知らせいたします。

### 【臨時休業中の注意事項について】

○人の集まる場所等への外出を避け、基本的には自宅で過ごすようにしてください。